

予算決算常任委員会に関するQ&A

Q1：提出議案及び当初予算（決算）議案を短期間で常任委員会単位に振り分ける付託案件表の作成は可能か？

（内示会終了後の議会運営委員会での付託振り分け作業が可能か？）

A1：事前（議案書の印刷校正段階）に、理事者側に関係資料の提出を求め、各議案の付託案件一覧表を作成することができる。
また、当初予算議案については、財政当局に各課別の小事業一覧表の提出を別途求め、所管別分科会の資料とする。

Q2：資料要求は、全委員が対象となるが、理事者が対応できるのか？

A2：本特別委員会に理事者の出席を求め、審査手順等の意見を求めたい。

（財政課長、総合政策部参事、総合政策部長）

資料要求は、予算案・関連議案に関することのみとし、質問上、必要となる資料以外は要求しないことを予算決算常任委員会で申し合わせるなど検討が必要である。

Q3：常任委員会別分科会の資料要求ヒアリング（配布資料中③）を同時開催できるか？

A3：・各部屋のマイク等音響設備上、5部屋での同時開催の対応が難しい。

・同時開催の場合、財政課長等の出席対応を確認しておく必要がある。

⇒所管外理事者出席要求の検討も行う。

・分科会ではなく全体会の形式で議場で現在の特別委員会の方法に準じ、休憩中の形でヒアリングを行う方法も考えられる。